

令和8年度

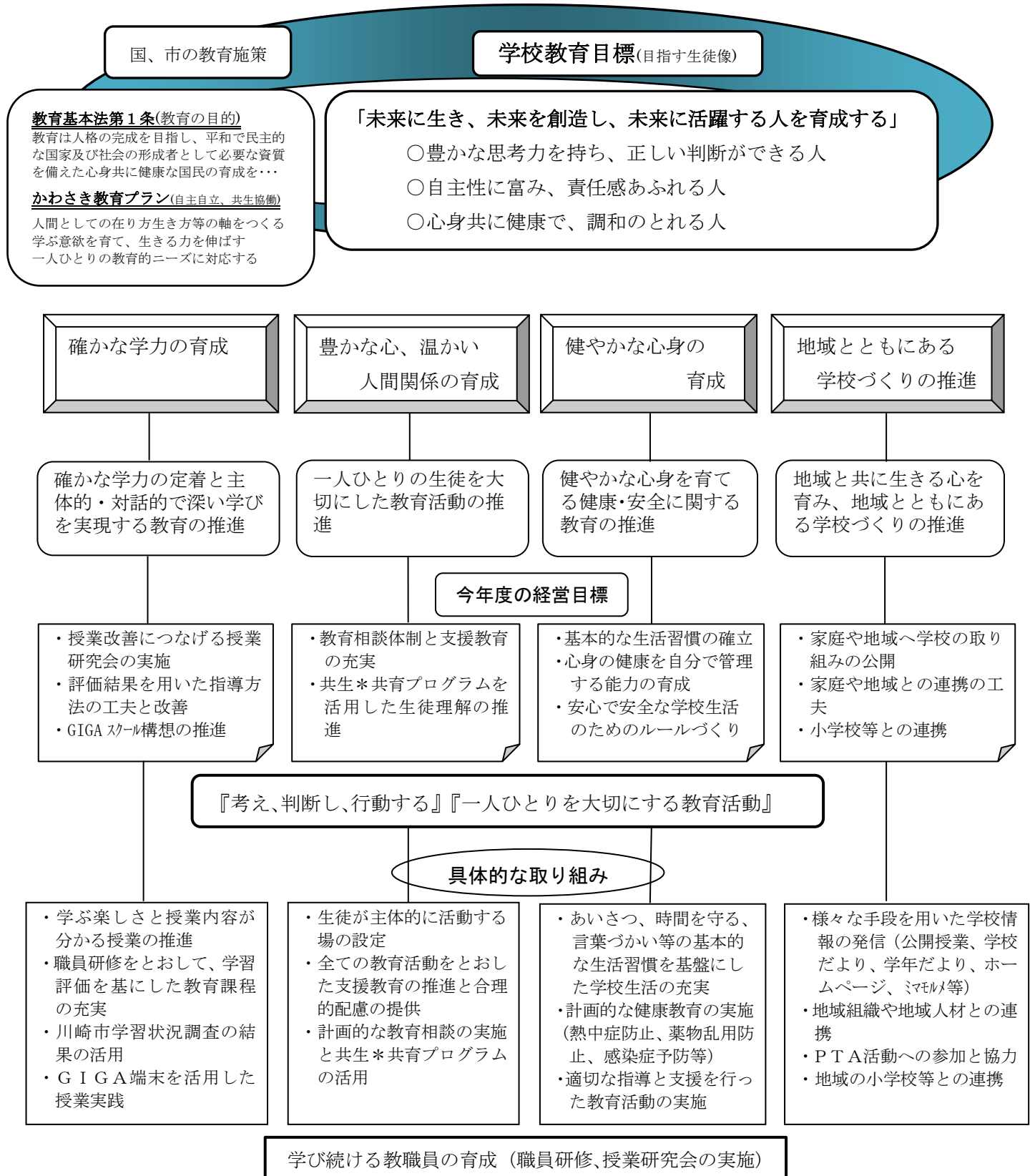
学校いじめ防止基本方針



川崎市立有馬中学校

川崎市立有馬中学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画



2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援級主任、生徒指導担当
支援教育コーディネーター、養護教諭、部活動顧問責任者
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当・当該学年主任）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳担当・生徒指導担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・（支援教育コーディネーター・生徒指導担当）
1年・2年・3年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（各学年主任）
特別支援級・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援級主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・（支援教育コーディネーター・生徒指導担当）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター・生徒指導担当）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・（生徒指導担当・特別活動担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当・教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導担当）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標・構成員・役割分担・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・第1回効果測定実施 ・第1回かわさき共生*共育プログラムの実施 ・第1回学校生活アンケート(教育相談に向けて)内容検討・実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(効果測定を踏まえて) ・第1回教育相談実施 ・第2回かわさき共生*共育プログラム実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(教育相談アンケートを踏まえて) ・第3回かわさき共生*共育プログラム実施(SOS出し方・受け止め方) ・いじめ防止標語の募集(生徒会本部・生活委員会) <p>【生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→ 教育相談・家庭訪問・支援会議・小中連携情報交換)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回効果測定実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(効果測定結果を踏まえて) ・第2回学校生活アンケート(教育相談に向けて)内容検討・実施 ・携帯・スマートフォンの使い方について ・夏休み期間中の対応確認 ・生徒理解に関する研修会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回教育相談実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(教育相談アンケートを踏まえて) ・第4回かわさき共生*共育プログラム実施 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第5回かわさき共生*共育プログラム実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第6回かわさき共生*共育プログラム実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート(教育相談に向けて)内容検討 ・第3回効果測定実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(効果測定を踏まえて) ・第3回教育相談実施 ・第7回かわさき共生*共育プログラム実施
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組 (具体的な内容→管理職とともに現体制の見直しをし、確認。毎月の職員会議・学年会・生徒指導部会・主任会で情報交換。SCや養護教諭と生徒指導担当が学年主任と共に常に情報交換をし、連携を図る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認(教育相談アンケートを踏まえて) ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教育活動の一環としての取組

- ・教育相談アンケートを通して一人一人の実態把握に努める。
- ・道徳の時間ではいじめに関連する内容を指導計画に位置付け、いじめを許さない心の育成に努める。
- ・特別活動では、生徒が学級のよりよい生活づくりに貢献できるよう、係活動や学級組織の中で、自分のよさを生かして活動できるようにする取組を推進する。
- ・かわさき共生＊共育プログラムや効果測定を積極的に活用する。
- ・11月の“ピンクシャツデー”における取組。

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・生徒会役員が企画する人間関係づくりを目的としたレクリエーション
- ・学年委員による、集会・生徒集会での呼びかけ
- ・生活委員会のあいさつ運動や美化委員による校内清掃活動
- ・生徒会活動での活発な話し合いや活動

[交流活動の活性化]

- ・体育祭や合唱コンクールに向けてのブロック(異学年)でのメッセージ交換や合同練習
- ・各種委員会での縦割りでの活動
- ・生徒評議会での異学年での話し合い活動
- ・「新入生授業見学&部活動体験」での小中連携活動

[啓発活動]

- ・生活委員でのいじめ防止標語作成
- ・生徒会での年間テーマの設定、掲示

保護者の取組 (PTA 活動)

- ・広報誌での呼びかけ
- ・バザーへの協力

地域住民の取組

- ・地域教育会議での講演会や子ども会議の開催
- ・保護司会との情報交換